

第5部

日本人の海外活動に関する歴史的調査

「日本人の海外活動に関する歴史的調査」

小林 英夫

1. 本書の構成

本書の全体的構成を示せば、総論、朝鮮篇、台湾篇、樺太篇、南洋群島篇、満洲篇、北支篇、中南支篇、海南島篇、南方篇、その他地域篇からなる。合計11篇37冊で、日本人の海外活動の全地域の記録が収録されている。おそらく「大東亜共栄圏」の全地域を全体的に扱った書物は本書を除くと他にはないのではないか。さらに各冊ごとの内容に立ち入ってみると、政治、経済、社会、宗教といった全体的記述がなされ、取り扱った時期も日本占領以前から以後にまで及び、時間的にも空間的にも従来の著書にはない広がりや深みをもっている。さらに、北米や南米といった日本が軍事占領した以外の地域も含んでおり、その扱う地域は地球的規模に及ぶ。本書が注目される所以である。

2. 作成経緯

1946年以来、日本および日本人の在外財産に関する調査が実施されてきた。さしあたり連合国との賠償問題が重要であったため、当面は企業調査が中心であった。しかし、その作業を行う過程で、いかなる貸借対照表が作成できるのかが問題となった。なぜなら、在外財産は侵略とか略奪の結果ではなく、正当な取引の結果の財産であるということを「この際はっきりしておく必要が」（2ページ）出てきたからである。

実際の作成予定は、1946年後半からはじまり47年に脱稿する手筈であったが、予算の都合上、印刷製本には48年以降3年間を要し50年7月に完成したという（6ページ）。

友邦協会所蔵資料（並木真人『「日本人の海外活動に関する歴史的調査」朝鮮篇 補論」参照）に含まれる資料の記述から判断すると、1947年6月頃から打ち合わせ会議が始まり、7月頃に第1回の編集会議が開かれ、全体的構成が決定されたというから、おそらく他の地域もほぼこれと歩調を合わせて作業が進行したのではないかと想定される。なお、朝鮮篇の成立経緯についての詳細は、並木真人による補論によって相当程度明らかにされた。他の地域の編纂に関しても、大筋では似たような経緯をたどったと考えられる。

3. 戦後政治のなかの「日本人の海外活動に関する歴史的調査」

在外財産に関しては、1945年9月以降において布告された司令部覚書により外国為替資産、金銀有価証券、金融取引に関する規制が行われた（SCAPIN38, 44, 45, 96, 127など）、さらに45年10月6日の司令部覚書に基づく「在外財産の報告等に関する件」（1945年11月8日大蔵省令第95号）により60日以内に在外財産の報告をなすことが義務づけられた。つづいて、45年11月から46

表1 在外財産に関する諸指令

年月日	文書番号	事項
1945. 9. 20	SCAPIN 38	政府財政、金融機関及び財政的制限に関する報告
9. 22	SCAPIN 44	金・銀・有価証券及び金融上の諸証券の輸出入統制
9. 22	SCAPIN 45	金融取引の統制
10. 6	SCAPIN 96	外国為替資産及び関係事項の報告 蔵令88 金・銀・有価証券の輸出入に関する金融取引の取締に関する件
10. 15	SCAPIN 127	金・銀・有価証券及び金融上の諸証券の輸出入統制 蔵令95 在外財産等の報告の件
11. 14	SCAPIN 280	日本国外在住者の所有し又は管理する在日財産の取引
11. 18	SCAPIN 296	戦争犯罪人の捕縛
11. 20	SCAPIN 317	不完全な外国為替取引に関する支払許可
11. 24	SCAPIN 337	戦時利得の除去及び国家財政の再編成
11. 26	SCAPIN 348	日本政府が外地において発行した郵便貯金通帳の取扱
12. 6	SCAPIN 394	1945年8月15日以降における送金及び取立の手続き
1946. 1. 3	SCAPIN 541	海外在住者の財産に関する金融取引
1. 4	SCAPIN 548	ある種の政党、協会、結社その他の団体の廃止
1. 4	SCAPIN 551	日本人引揚者による日本国債の持帰
1. 17		蔵告5 本邦国債証券の輸入制限免除に関する件
1. 21	SCAPIN 636	日本人の在外財産の取引
1. 23		蔵告41 引揚者の証明書類の取扱
2. 14	ESS覚書	
3. 6	SCAPIN 800	在日信託会社の信託契約に基づく信託元本収益均等の支払
3. 6	SCAPIN 802	特許権及び特許権の取引制限
3. 15	SWNCC 236/8	SFE報告
3. 28		蔵令41 朝鮮関係預金払出に関する件
4. 11	SCAPIN 962・A	在外本邦人の在日預金の制限解除
4. 17	SCAPIN 1026・A	外国商社の引揚社員の給与支払い
4. 23	SCAPIN 897	特定個人の財産の管理押収及び封鎖

(出所) 大蔵省財政史室編『昭和財政史』1, 東洋経済新報社, 1984年, 540ページ。ただし1946年4月23日以降は省略。

年1月にかけて在外在住者の財産に関する金融取引、外地発行の郵便貯金通帳、引揚者の持ち帰り国債証券に関する各種の司令部覚書が追加された(SCAPIN280, 317, 337, 348, 394, 541, 551)(表1参照)。

そして、1946年1月21日の「日本の在外財産の取引」(SCAPIN636)に基づき9月16日に在外財産調査会が設けられた。この調査会は2年半にわたり調査を行った後、49年1月16日に任務を終わって解散したというが、調査結果は公表されなかったといわれている(ここまでの敗戦後の在外財産の記述は大蔵省財政史室編『昭和財政史』1, 東洋経済新報社, 1984年, 539~543ページによる)。「日本人の海外活動に関する歴史的調査」もこの一環で行われたと想定される。なぜなら、友邦協会蔵資料が明らかにしているように、本書の実際の執筆分担作業が47年6月に始まったとする推定もこうした全体的流れの中に入れて考えれば納得がいくのである。

4. 大蔵省管理局と「日本人の海外活動に関する歴史的調査」

ところで、「日本人の海外活動に関する歴史的調査」の編著者は大蔵省管理局となっている。大蔵省管理局は1947年4月28日に特殊財務部を引き継ぐ形で作られた。この特殊財務部は、46年6月1日に大蔵省の中に敗戦後の日本の行政のうち大蔵省に関する業務を一括してとり行う部局として臨時に開設された。この特殊財務部は3課構成をとっており、そのなかには賠償課、管理課、外国財産課があった。(前掲『昭和財政史』4, 608~610ページ参照)したがって、この特殊財務部が賠償関係の事務を行っており、それを管理局が引き継いだわけだから「日本人の海外活動に関する歴史的調査」を管理局が発行したとしてもおかしくはなかったのである。もっとも、49年5月末には管理局は廃止されたのだから、50年発行の本書の編著者に管理局名を用いるのはおかしい、という理屈は成り立つ。この点は47年に脱稿されたために管理局名が使用されたと理解すべきで、印刷製本した50年時点では管理局は存在していなかった。

5. 編集委員と執筆者

編集者は、猪間驥一、鈴木武雄、北山富久二郎、金子滋男の4名である。猪間は、東京帝国大学経済学部講師から「満洲国」の商工公会常務理事を経験し戦後は中央大学で教鞭をとった統計学の専門家であった。鈴木は京城帝国大学教授で財政学の大家だった。戦後は東京大学と武蔵大学で教鞭をとっていた。朝鮮の財政金融問題を中心として多数の著書を著していた。北山は台北帝国大学で教鞭をとり、金融論が専門で台湾の金融問題について多数の著作をもっていった。最後の金子は大学関係ではなく台湾銀行の業務部長で、調査畑を歩んできた専門家だった。いわば朝鮮、台湾、満洲の3地域の専門家が編集委員になったことになる。しかも編集委員の下での各部会の委員には大学関係のみならず実業界からもメンバーをだしており、したがって広い範囲からの執筆者の動員も可能だった。執筆者の大半は無署名で書いているので、誰がどこを分担したかは明らかではない。しかし先の友邦協会資料によれば、47年7月時点での部会の委員が実質的な意味での編集委員であり、朝鮮、台湾、満洲、北支、中南支、南方(第一、第二)、樺太、南洋群島、欧米の各部会があり、これが実質的な各巻の編集にあたったと思われる。このもとに特殊財務部外国財産課が事務局をもってこれを支える体制をとっていたのではないかと想定される。先の各部会にはそれぞれ部会長がおり、朝鮮は水田直昌、台湾は須田一二三、満洲は松田令輔、北支は梅北末初、中支が岡崎嘉平太、南方は豊田薫、井上二郎、樺太は江口親憲、南洋群島は堂本貞一、欧米は加瀬俊一がその職務についていた。

この部会長のもとで誰が執筆したのかは、いまのところ明らかではない。友邦協会資料によれば、朝鮮関係はある程度推察がつく。しかし、他の地域については資料的制約で明らかではない。並木真人執筆の補論にある編集委員から判断して、朝鮮については京城帝国大学、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮総督府関係のものが執筆したと思われるし、台湾については台湾銀行、台湾総督府、台北帝国大学のメンバーが、満洲については満洲国政府、満鉄調査部、満洲中央銀行のスタッフが担当したと思われる。

6. 評価

本書の第1の特徴は、日本が植民地化もしくは半植民地化、占領地化したアジア諸地域を全体的、網羅的に取り扱っていることである。過去にこうした著作がなかったわけではないが、本書ほどの体系的な仕事はこれまでない。第2の特徴は、時期的にみた場合、明治の初年から太平洋戦争終結前後の時期まで取り扱っており、とりわけ資料的に不足がちで、その全体像を把握することが困難な1940年から45年の間の時期を取り扱っていることである。本書の第3の特徴は、執筆者の大半が過去にそこで生活したかもしくは経済政治文化活動を実際に行っていた人たちであるということである。したがって、その記述は具体的であり実証的である。換言すれば、本書は植民地体験を有する者がまとめあげた著作であるといつてよかろう。その執筆者の大半は今日すでに亡くなっているが、その意味では植民地で活躍した日本人の研究の集大成とみてよいであろう。

しかし、上記のような特徴は、同時にまた本書の負の特徴ともなっている。というのは、本書は日本人研究者の視点から記述されているため、その視点からの分析であり、その枠を出ていないということである。したがって、彼らが活動していた周辺状況や彼らの活動を規定していた国際条件や支配されていた人々への言及が乏しい。こうした点を配慮しつつ本書を読むならば、本書は数多くの有益な素材を我々に提供しているといえよう。

7. 利用方法

本書は網羅的であるが故に事典的な要素を強くもっている。したがって、そうしたものとして本書を利用するならばかなり有益な書物として役立つことが可能になろう。ただし、彼らの分析した視点は、今日から振り返ってみれば必ずしも十分なものではない。一例をあげれば、戦前、矢内原忠雄が『植民および植民政策』のなかで基本的な分析概念としていた「資本主義化」が無定義のまま借用されており、その意味では厳密な科学的検討が欠如している。しかし、そうした欠陥を補って余りある豊富なデータが本書には収録されている。とりわけ1940年から45年までの資料やデータの中には、本書以外では見ることができないものが多数含まれている。

8. 所蔵機関

本書の原書は大蔵省図書館、東京大学図書館などに所蔵されている。本書は1970年代に復刻の試みが龍溪書舎によってなされた。ところが、大蔵省の強い反対によってそれが中断し今日に至っている。しかし、85年に韓国国内において復刻され、それが日本に輸入され出回ったことから、この韓国版復刻書を利用することは可能となった。ただし、印刷が不鮮明で、判読不明なページが含まれている。したがって、より完全なかたちでの史料公開が必要となろう。